

雇均発 0126 第 3 号
令和 4 年 1 月 26 日

全国中小企業団体中央会 会長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長



「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」に係る
再度の周知について

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

雇用環境・均等行政の推進につきましては、平素より格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に係る小学校や保育所等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった保護者の方を支援する助成金制度（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金）を設けております。

本助成金の対象となる休暇の取得期間については、令和 4 年 3 月 31 日まで延長する改正（※）を行っています。

また、本助成金のさらなる活用促進のため、都道府県労働局に「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」を設置し、労働者からの「（企業に）この助成金を利用してもらいたい」等の相談内容に応じて、事業主への特別休暇制度導入・助成金活用の働きかけ等も行っているところです。

本助成金については、令和 3 年 10 月 8 日付けで周知について協力依頼をさせていただいたところですが、小学校等の臨時休業により仕事を休まざるをえなくなった保護者が必要な休暇を取得できるよう、貴団体におかれては趣旨を御理解いただき、改めて、傘下企業への周知広報につきまして下記HPや添付のリーフレット等も併せて御案内いただく等、御協力いただきますようお願いいたします。

（裏面に続きます）

(※) 対象期間の延長改正内容

(改正前) 令和3年8月1日～同年12月31日

(改正後) 令和3年8月1日～令和4年3月31日

申請期限：令和4年1月1日～同年3月31日までの休暇取得分

⇒令和4年1月1日～同年5月31日まで

(参考) 厚生労働省ホームページ

- ・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

※申請窓口や必要書類等については、上記リンク先に掲載しています。

- ・小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21202.html

【連絡先】

厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課

電話：03-5253-1111（内線7929、7866）